誘導灯適用除外届出書

年　月　日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

住所

氏名　　㊞

消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年自治省令第16号）附則第6項の規定により、改正後の消防法施行規則第28条の3第1項の適用が除外される誘導灯について届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">既存防火対象物等</td><td>名　称</td><td></td><td>用　途</td><td>1　建築物（　）
2　地下道</td><td>所在地</td><td>TEL（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td>㎡</td><td>（16の3）項部分の面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>構　造</td><td colspan="5">1　耐火構造　　2　防火構造
3　その他</td></tr>
</table>

誘導灯の区分	設置個数	その他必要な事項
避難口誘導灯		
通路誘導灯		

※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ５とする。

2　「既存防火対象物等」とは、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物をいう。

3　「既存防火対象物等の用途」欄は、該当事項に○印を記入するほか、建築物にあつては（　）内に消防法施行令別表第１に掲げる用途を記入すること。

4　「構造」欄は、該当事項に○印を記入すること。

5　「その他必要な事項」欄は、防火対象物の既存又は工事中の別その他参考事項を記入すること。

6　※印の欄は、記入しないこと。